

令和6年10月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和6年10月31日(木) 午後1時30分～ 午後2時40分
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飴 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一		
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
05. 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
08. 議案第6号 農地の利用目的変更届について
09. 議案第7号 非農地証明願について
10. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)について
11. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
12. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長
 農地係主事 振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長	ただいまから、令和6年10月、 始良市農業委員会 総会を、開 会いたします。出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達し ておりますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ———
議 長	まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕 ——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議 長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に 規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させてい ただくことに、ご異議ございませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、農業委員1番、農業委員4番に、お願いいたします。 ——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議 長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 に は、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、局長補佐兼振興係長 を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第 31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又 は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、そ の議事に参与することができないこと、となっております。該当す る事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関 係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の 方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族 等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただ き、退席等よろしくをお願いいたします。

	——— 日程第 3 議案第 1 号 ———
議 長	それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1 番から 9 番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について説明いたします。総会資料の 1 ページになります。公告日は 10 月 31 日、契約の始期は、令和 6 年 11 月 1 日をそれぞれ予定しています。契約年数につきましては、2 年間で 1 件、5 年間で 2 件、10 年間で 6 件、合計 9 件、面積は合計で 29,568 m²となっております。設定につきましては、新規が 6 件、再設定が 3 件です。内容につきましては、総会資料の 2 ページから 3 ページになります。なお総会資料の 3 ページ 9 番は、5 番委員が関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくお願いします。以上、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	これより、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 9 番について、質疑に入ります。なお、9 番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まず、1 番から 8 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 8 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 8 番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、9 番の関係者、農業委員 5 番の退席をお願いします。
委 員	（委員 退席）

議 長	これより、9番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、9番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、9番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員5番の着席をお願いします。
委 員	（委員 着席）
	——— 日程第4 議案第2号 ———
議 長	それでは、日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、議題に供します。1番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明いたします。総会資料は4ページです。今月の件数につきましては、1件です。それでは、1番につきまして、説明いたします。譲受人は〇〇です。譲渡人〇〇との所有権移転です。申請地の所在は、船津〇〇番、登記地目は畑、面積は268㎡です。対価につきましては、総額〇〇,〇〇〇円で、10アール当たりの単価が、〇〇〇,〇〇〇円となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、経過報告をお願いします。
委 員	はい、農業委員4番です。農地のあっせん報告をいたします。船津〇〇番について、令和6年9月30日午前10より、始良市役所本庁4階第3会議室で、譲渡希望者〇〇と、譲受希望者〇〇、あつ

	せん担当委員として、私と4番農業員、8番推進委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、3筆とも畑で、合計面積が268㎡で、総額〇〇〇,〇〇〇円、10アールあたりに換算すると、〇〇〇〇,〇〇〇円で、無事成立いたしました。なお、今後の手続きについては、嘱託登記により事務局で、所有権の移転登記を行う予定となっています。以上で農地あっせんの報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番については、原案のとおり決定いたしました。
	———— 日程第5 議案第3号 ————
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から11番について、説明をお願いします。なお、10番、11番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は5ページからです。今月の申請件数につきましては、11件となっております。なお、総会資料の7ページ10番と11番が、農業委員15番が関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できません

	ので、よろしくお願いします。先般、各担当委員におかれましては、事前調査がなされ現地調査報告書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町米丸の田が1筆、面積は1,072㎡で、売買による所有権移転です。以上で1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、2番推進委員です。調査報告いたします。令和6年10月16日、申請地で聞き取り調査を行いました。労働力は、1名。農業用機械は、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスタ、一式揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町西浦の田が2筆と畑が1筆、面積は2,581㎡で、贈与による所有権移転です。以上で2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、11番農業委員です。調査報告いたします。令和6年10月16日、まずは現地調査、現状を見に行きました。何年も作られてない農地で、草刈り後、やられてないというか、まあそういう状態でした。ただ、立木がたっているという状態ではなく、草を払えば元に戻せるというようなところでありました。そして、18日、本人さん来られないということでありましたが、自宅に行き、本人と話をしました。耕作については、本人一人でしばらく行うということで、農機等は、草刈り機、管理機はあるけれども他のものはないが、地域の親戚、地域の人から借り、現地のほうで親戚がいるので、借りようということでした。あと耕作は田んぼですから、田んぼを植えるということで、畑については、梅を植えるとのことでした。以上のようなことで話をしましたがこっちは

	大変だなという感じがしました。申請地は鳥獣害のことも多少は心配されています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、永瀬の田が1筆と畑が1筆、面積は合わせて2,635㎡で、贈与による所有権移転です。以上で3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。令和6年10月15日、譲受人宅を訪問し、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、夫婦2名。農業用機械は、リースで作るということでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、東餅田の田が1筆、面積は527㎡で、売買による所有権移転です。以上で4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、18番農業委員です。調査報告いたします。令和6年10月17日、譲受人の代理人行政書士〇〇氏に現地にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。資料にあります譲受人は東京都になっておりますが、まだ住民票が直してないだけで、〇〇自治会に住んでおられます。労働力は、夫婦2名。農業用機械は、田植え・刈り取り等は委託をするということで、問題はないとことで、管理につきましては、管理機等はお持ちのようです。当申請は、農地法

	第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、下名の田が1筆、面積は988㎡で、贈与による所有権移転です。以上で5番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6番推進委員です。調査報告いたします。令和6年10月20日、譲渡人に聞き取りを行いました。譲渡人は県外に住んでいて、権利書も譲受人に送ってあるということでした。申請地を調査いたしました。労働力は、1名。耕作は委託をし、他の作業は、機械を借りて行うということでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、寺師の田が1筆、面積は1,128㎡で、売買による所有権移転です。以上で6番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。令和6年10月20日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、1名で、時々週末に息子さんが手伝うということでした。野菜や牛など色々される方で、農業用機械は、耕運機、トラクター2台、田植機、コンバイン、乾燥機等、全て揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。

事務局	7番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町西別府の畑が1筆、面積は205㎡で、贈与による所有権移転です。以上で7番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。令和6年10月20日、現地にて譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。現地は、譲受人宅から2・3分のところですが、申請地は畑で、姪っ子が、霧島市と鹿児島市にそれぞれ住んでおられ、管理ができないから贈与したいという案件でございました。労働力は、夫婦2名。田の耕作もして、農業用機械は、一式、全て揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆、面積は830㎡で、売買による所有権移転です。以上で8番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。令和6年10月16日、譲受人に現地にて、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は〇〇から北西へ300メートルの位置で、830㎡です。譲受人は農業と会社役員の兼業で、申請地の利用目的は、利用目的変更を同時にして、畑にしてアブラナを栽培するとのことでした。農業用機械は、軽トラ1台、管理機1台、草払い機2台、所持しているが、他の機械での作業は認定農家に委託するとのことでした。労働力は、兄弟2名。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。

事務局	9番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、蒲生町白男の田が1筆、面積は1,442㎡で、売買による所有権移転です。以上で9番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番農業委員です。調査報告いたします。令和6年10月24日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、以前、あっせんで出ていて、最初はあっせんの予定でしたが、金額の折り合いが合わず、今回の申請になりました。労働力は、1名。譲受人は、林業をされていて、農業用機械もコンバインから1式、全て揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番について、質疑に入ります。1番から9番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、10番と11番の関係者、農業委員15番の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議長	10番について、事務局の説明を求めます。

事務局	10番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、木津志の田が2筆、面積は594㎡で、贈与による所有権移転です。以上で10番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員10番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番農業委員です。調査報告いたします。令和6年10月18日、現地を調査いたしまして、19日の日に譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。農業用機械は、全て揃っており、農地も刈り取りが全て済んでおりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、11番について、事務局の説明を求めます。
事務局	11番につきましてご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、木津志の田が2筆、面積は1,843㎡で、贈与による所有権移転です。なお、譲受人が10番と同じのため、同一人物につき、調査の結果並びに補足説明は省略いたします。以上で11番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員10番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番農業委員です。先ほど申し上げましたように、10月18日、現地を調査いたしまして、19日の日に譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。農業用機械は、全て揃っており、農地も刈り取りが全て済んでおりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、10番と11番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、10 番と 11 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての、10 番と 11 番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員 15 番の着席をお願いします。
委 員	(委員 着席) ——— 日程第 6 議案第 4 号 ———
議 長	次に、日程第 6、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は 8 ページになっております。今月は 1 件となっております。それでは 1 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は蒲生町下久徳の畑が 1 筆で、面積は、974㎡です。農地区分は第 2 種農地で、転用目的は、山林で、猪の被害があるためクヌギを植えて山林としたいということです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、推進委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、2 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であるが、その他農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約 750m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が里道、西が果樹園、南が山林、北が里道です。申請実現の確実性として、クヌギの苗を移植するため問題ありません。条件・特記事項は特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結

	果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
	——— 日程第7 議案第5号 ———
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は9ページから11ページでございます。今月の申請件数につきましては、8件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町漆の田が1筆で、面積は1,098㎡で賃借権の設定となっております。農地区分は第1種農地で、転用目的は、資材置き場・現場事務所ということで、林地荒廃防止事業の公共工事のための現場事務所として、一時的に利用したいとのことです。一時転用期間が、令和7年3月31日までということで、この日までに農地に復元するよう条件を付します。また、農地区分が第1種農地なので、県農業会議ネットワーク機構の意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 3 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、3 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地ではあるが、第 1 種農地の許可の例外であるため、一時転用に該当しているため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約 1 1 5 m の位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が水路、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和 7 年 3 月 3 1 日までの一時転用のため、終了後、農地に復元するよう条件を付けました。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が 1 筆、面積は 4 8 0 m ² の所有権移転の申請となっております。農地区分は現在農用地区域内農地ですが、除外申請中で、除外決定後は、第 1 種農地となります。転用目的は、貸資材置き場です。譲受人の夫が経営している〇〇の方に残土処理の一時置き場として、事業拡大したいため、貸資材置き場として貸し付けるという申請となっております。ここは除外後第 1 種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構の意見聴取案件となっております。また条件として、第 1 種農地での建築物を伴わない資材置き場になりますので、工事完了の日から 3 年間 6 か月ごとに現状を報告することを条件に付すようになっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、2 番農業委員です。結果報告をします。農地については第 1 種農地ではあるが、第 1 種農地の許可例外である集落接続施設に該当するため、問題なし。市街地から南西 2 0 0 m、被害防除現況は、東が宅地、南が市道、西が宅地と畑、北が雑種地となって、申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。

	す。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が3筆、面積は3,467㎡となっており、隣接地とも一体利用します。全体面積は、3,504.35㎡で所有権移転の申請です。農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。12区画の造成です。全体面積が30aを超えておりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取案件となっております。また都市計区域画内で3,000㎡を超えておりますので、都市計画法第29条の開発の許可申請中となっておりますので、農地法の許可も同時許可となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、18番農業委員です。調査報告いたします。立地基準・農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、〇〇から南西に約200m、被害防除現況としまして、東が畑と宅地、西が宅地、南が市道、北が市道。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、開発許可申請中である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の田が1筆、面積は507㎡で所有権移転となっております。農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅とのことです。住宅面積が500㎡を超過しておりますので、参考資料の20ページの方に面積越えの理

	由書を添付しております。内容につきましては、申請地の西側に残地の田がありまして、今回、譲受人と譲渡人は、孫と祖父の関係にありまして、西側の田は、譲渡人の所有になっておりまして、その西側の田の通路にするということで、通路部分が140㎡のため、宅地部分としては500㎡を下回るという理由書がつけてあります。また現地調査の際に山からの水が多いため、排水対策を行うという指導を行いまして、条件を付す予定となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、〇〇から北に約80m、被害防除現況としまして、東が宅地と市道、西が田、南が雑種地、北が田。計画の面積は妥当で、理由書があります。条件および特記事項は、排水対策をすること、側溝を設置することです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町日本山の畑が1筆、面積は2,328㎡となっており、賃借権設定の申請となっております。農地区分は、農用地区域内農地となっております。転用目的は、現場事務所・資材置き場となり、畑管工事の公共工事の現場事務所・資材置き場として令和7年6月30日まで利用したいとのことで、その日までに農地に復元するよう条件を付す予定となっております。また農用地区域内農地ですので、県農業会議ネットワーク機構の意見聴取案件となります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、17番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、一時転用に該当するため、問題なし。申請地の位置は、〇〇から南東に約700m、被害防除現況としまし

	て、東が里道、西が市道、南が畑、北が畑。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和7年6月30日までの一時転用のため、その日までに農地に復元するよう条件付することとなっております。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業会議ネットワーク機構の意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が2筆、面積は1, 166㎡となっております、所有権移転の申請となっております。農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。2区画の宅地造成を行う計画となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、〇〇から南東に約200m、被害防除現況としまして、東が転用許可地、西が宅地、南が市道、北が宅地。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が2筆、面積は1, 414㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、貸共同住宅です。共同住宅1区画の造成を行い、譲受人が役員の法人に貸し付けて、最終的には、共同住宅を建築するという計画となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員	はい、2番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、〇〇から南西に約180m、被害防除現況としまして、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が1筆、面積は1,197㎡のうち、314㎡となっており、使用貸借権の申請となっております。農地区分は第3種農地です。転用目的は、一般住宅用として造成し、一般住宅を建築する計画です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、11番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、〇〇から西に約50m、被害防除現況としまして、東が田、西が通路、南が市道、北が宅地。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、1番、2番、3番、5番、につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ——— 日程第8 議案第6号 ———
議 長	次に、日程第8、議案第6号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、農地の利用目的変更届について、ご説明いたします。総会資料は12ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。申請地は、三拾町の田が3筆、面積は3,617㎡となっております。農地区分は、総会資料の上段2筆が、農用地区域内農地、下段の1筆が第2種農地です。変更後の使用目的は、申請地が湿田で耕作が困難なため、盛土をして畑にしたいということです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番農業委員です。調査報告いたします。田んぼが2枚になるんですけども1枚目が農用地区域内農地で、申請地の位置は、〇〇から北西に約200m、被害防除状況は、東が農道、西が田、南が田と農道、北が水路、そしてもう一枚の田は、第2種農地で〇〇から北東に約150m、被害防除現況は、東が転用許可地、西が水路、南が雑種地、北が市道、申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	2 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。土地所有者は、〇〇。申請地は、蒲生町下久徳の田が 1 筆、面積は 8 3 0 m ² となっております。こちらが農地法第 3 条の 8 番で申請のあった農地です。農地区分は、第 2 種農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑にし、アブラナを栽培したいということです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、1 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地です。申請地の位置は、〇〇から、西に、約 9 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が雑種地、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性として、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 6 号、農地の利用目的変更届についての、1 番と 2 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 6 号、農地の利用目的変更届についての、1 番と 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 6 号、農地の利用目的変更届についての、1 番と 2 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。

——— 日程第 9 議案第 7 号 ———	
議 長	次に、日程第 9、議案第 7 号、非農地証明願について、議題に供します。1 番から 3 番について、説明をお願いします。まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 7 号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は 13 ページになっております。今月の申請件数は 3 件となっております。1 番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、田が 1 筆 1, 259 m²です。農地区分は第 3 種農地となりまして、現況がグラウンドということで、昭和 46 年頃に申請人の父が、皆が使えるグラウンドにしたいということで、この頃から西元グラウンドとして現在まで利用されていた経緯でございます。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 18 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、18 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地です。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約 230 m の位置です。被害防除現況としましては、東が堤防、西が宅地、南が市道、北が水路です。非農地として認定するやむを得ない理由は、西元グラウンドとなり 20 年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は東餅田の田が 2 筆で 341 m²です。農地区分は第 3 種農地、現況は宅地です。昭和 53 年に住宅を建築して現在に至るということです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 17 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、17 番農業委員です。調査報告いたします。申請地の位置

	は〇〇から東に約100mです。周囲の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は涌元の畑が2筆で229㎡です。農地区分は第3種農地、現況は宅地です。昭和49年に、申請人の父に住宅を建築し、居住させて現在に至っているとのこと。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、17番農業委員です。調査報告いたします。申請地の位置は〇〇から東に約100mです。周囲の現況は、東が宅地、西が里道、南が市道、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第7号、非農地証明願についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第7号、非農地証明願についての、1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第 7 号、非農地証明願についての、1 番から 3 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 ———— 日程第 1 0 ————
議 長	次に、日程第 1 0、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 説明〕
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ———— 日程第 1 1 ————
議 長	次に、日程第 1 1、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 説明〕
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。 ———— 日程第 1 2 ————
議 長	次に、日程第 1 2、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	農業新聞報告 （1 番農業委員）

議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	○忘年会について ○遊休農地調査の結果について ○意向調査について ○どんと祭りについて
議 長	それでは、以上をもちまして、令和6年10月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。
	議事録署名委員
	署名委員_____
	署名委員_____